

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
令和6年度 改正半島振興法の施行状況 の評価のための調査	支出負担行為担当官 国土交通省 国土政策局長 黒田 昌義 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.4.1	(公財)未来工学研究所 東京都江東区深川2-6-11	4010605000134	①法令根拠：会計法第29条の3第4項予算決算及び会計令第102条の4第3号 ②理由：半島地域は、三方を海に囲まれた特異的な地形から、古くから漁業や海上輸 送等の拠点として発展し、また、火山活動に伴う地形の施設等の盛り立ちから、独自の 自然環境や文化を形成している。半島地域には、このような豊富な地域資源を活か した優れた特産品が存在する一方、平地に恵まれていないなどの厳しい条件から、主 要交通機関へのアクセスが容易でない、人口の流出に悩まされているなどの課題がある。 このような半島地域を活性化するため、国は半島振興法（昭和60年法律第63号）を制 定し、同法に基づき「半島振興対策実施地域」に指定された地域の振興を図ってい る。 具体的には、各道府県が、同地域を振興するために概ね10年間を計画期間とする「半 島振興計画」を作成し主務大臣の同意を得ている場合に、様々な支援措置を講じてお り、現在の半島振興計画は平成27年度に作成されたものとなっている。 同法は、10年間の期限立法として制定され、これまでに3度の延長がなされており、 現在の平成27年改正においては、各都道府県が連携・協力して実施する事業に対する 助成措置に関する規定（第6条第2項）や、市町村が「産業振興促進計画」を作成した 場合に国が支援するスキームに関する規定（第9条の2から第9条の11）等が新たに 導入された。 平成27年に改正された半島振興法が令和6年度末に期間を迎えるため、今後の半島振 興施策のあり方を検討していく必要がある。 このため、本調査では、半島振興法の施行状況の評価のために必要となる以下の事項 について調査を行う。 ○半島税制の効果検証 ○半島地域における災害の現況把握と今後の半島施策のあり方の整理と分析 ○半島地域における漁みの分析 したがって、本業務の実施にあたっては、半島振興法の施行状況を把握するにあたっ ての基礎的な統計データの分析を行うことができる経験に加え、今後のあり方を検討 するためのアプローチ手法の提案を行うための高度な知見を有していることが求めら れる。 上記要件を満たしつつ的確に調査を遂行し得る者を選定すべく企画競争を実施すること とし、企画提案書の募集を行ったところ、1社から応募があった。各企画提案書の 内容をそれぞれの確性、実現性、独創性、配置予定担当者の経験及び能力、手持ち業 務件数、実施体制、実施手順等の観点から比較検討したところ、公益財団法人未来工 学研究所からの提案が、本調査の目的としている事項の検討・分析等の方法について よく理解し、的確かつ具体的に示されており、企画競争有識者委員会の審議において 意見聴取を経たうえで、企画競争委員会において本業務を実施するにあたり最も効果 的であると認められた。 このため、同社を契約相手先と特定し、その企画提案をふまえた仕様書を作成し、契 約手続を行うものである。 以上から、本業務については契約の性質及び目的が競争を許さない場合に該当するた め、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定 により、同社と随意契約するものである。	11,005,500	10,998,900	99.94%	-	公財	国認定	1者	
令和7年地価調査業務	支出負担行為担当官 不動産・建設経済局長 塩見 英之 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.4.1	(公社)日本不動産鑑定士協会連合 東京都港区虎ノ門3-11-15 SVAX Tビル9階	7010405010470	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本件は、地価公示法の規定に基づき標準地の正常な価格を公示するために 行う業務であり、その結果は国民の社会・経済生活に重大な影響を及ぼすこと から、標準地の選定、鑑定評価等にあたっては、実施についての基準等を定 め全国的な整合を図る必要がある。また、標準地が全国の26,000地点に設定 され、鑑定評価業務等に従事する約2,400人の鑑定評価員（以下「評価員」とい う。）も全国47都道府県に所在していることから、契約の相手方としては、本業 務に関する必要事項を全国の各評価員に効率的かつ正確に周知徹底する ことが必須であり、地域ごとの事情に応じて全評価員の業務の進行管理等を 円滑に行うことができる連絡体制が必要である。 このことから、価格中心による一般競争には馴染まないため、本業務の実施 者の選定においては企画競争を実施することがふさわしいと判断し、企画提案 書の公募を行ったところ、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会1者か ら企画提案書が提出された。 企画提案書を審査した結果、実施方針、特定テーマに係る提案、実施体制 の充実度、担当予定職員の適性等が的確であると認められたことから、公益 社団法人日本不動産鑑定士協会連合会を本業務の実施者として最適切者と 判断し特定したものである。 よって、本業務は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102 条の4第3号により、左記と随意契約するものである。	44,517,000	43,287,200	97.24%	-	公社	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
庭園等の魅力発信および管理技術の普及 に関する検討調査	支出負担行為担当官 天河 宏文 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.4.1	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、横浜市内で開催される2027年国際園芸博覧会を見据え、国土交通省 でこれまで実施してきた海外日本庭園の修復支援により形成した体制やネット ワークを強化するとともに、これらを活用した日本庭園の技術の普及・啓発の 在り方を検討するとともに、日本の各地域の庭園等が連携した観光等による 地域振興に関する取組のネットワークを強化するための検討を行うものである。 本業務の履行にあたっては、現地において実現性の高い海外日本庭園の修 復計画の作成に関する能力や、日本庭園に関する造園技術の普及・啓発のあ り方について検討を行う能力及び庭園等を観光資源として捉えた地域振興に 関する取組の普及を図るための検討を行う能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や 経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を 選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったと ころである。 企画競争実施のため、令和6年1月29日から令和6年2月26日までの期間、 庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したと ころ、3者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出 があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による 匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」に諮った結果、 公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案について も的確性及び実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有 していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会 計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	33,990,000	33,935,000	99.84%	-	公財	国認定	1者	
都市緑地の機能維持増進事業など新たな 都市緑地保全施策の活用推進に向けた検 討調査業務	支出負担行為担当官 天河 宏文 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.4.1	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、令和6年2月に閣議決定された都市緑地法等の一部を改正する法 律案に定められた萌芽更新等により特別緑地保全地区内の樹林の更新等を 図る事業(機能維持増進事業)を実施する上での効果的な手法等の検討を行 うとともに、整備後に住民や企業等による主体的な緑地管理活動が持続的に 行われる上で必要な支援方策の検討等を行うものである。本業務の履行に当 たっては、機能維持増進事業の手法を検討する上で、温室効果ガスの排出削 減や生物多様性の向上に関する知見や分析能力が必要であるとともに、住民 や企業等による管理活動を継続させるための支援方策を検討する上で、各主 体の課題を的確に捉えるため、様々な情報を収集・整理する能力が必要であ る。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や 経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を 選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったと ころである。 企画競争実施のため、令和6年1月29日から令和6年2月26日までの期間、 庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したと ころ、6者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出 があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による 匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企 画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人 都市緑化機構の企画提 案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案について も的確性、実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有し ていると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計 令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を行うものである。	53,999,000	53,995,000	99.99%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
道路交通情報に関する業務	支出負担行為担当官 丹羽 克彦 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.4.1	(公財)日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10 教販 九段ビル7階	2010005004175	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、道路工事等による通行規制に関する情報等について収集整理し、 道路利用者への提供等を行うことを主な内容としている。 具体的には、委託業務実施要領の5(1)に基づく情報について、各地方整備 局に配置された職員や各地方整備局との機器接続により収集し、道路利用者 に対し、適時適切に提供するものである。 本業務の実施にあたっては、道路管理者等の管理業務の一部である道路及 び道路交通の現況把握及び道路利用者への周知を行うものであることから、 受託者には道路管理者等と同等の専門的かつ高度な情報収集能力及発信能 力を有することが必要であり、また、災害や異常気象に伴う通行止め等が発生 した場合には、道路利用者の交通の安全確保に重大な事象であることに鑑 み、ラジオ、テレビ等を通じ、優先的に情報提供に努めることが求められる。 公益財団法人日本道路交通情報センターは、道路交通情報の充実・広域化の 必要性を背景に、道路交通情報の提供が、行政の責務・道路管理業務の一部 として位置づけられ、警察・道路管理者間の情報を一元的に収集し、正確かつ 迅速に情報提供することによって交通の安全及び円滑化を図ることを目的と して閣議了承にて警察庁・建設省の共管で設立された法人である。 当センターは、情報収集・提供を行うためのシステム及び全国ネットワークを構 築するとともに、全国の道路管理者及び公安委員会に職員を配置することによ り、全国各地の様々な道路に関する情報を一元化し、提供できる体制を有し ており、また、職員は、テレビ、ラジオ等のメディアを通じた情報の提供に不可 欠な専門的かつ高度な知識、技術及び技能を習得している。 さらに、災害等非常発生時においては、道路利用者に対し、緊急に情報提供 することが求められるため、電気通信事業法に基づき、優先通信ができる「輸 送の確保に直接関係がある機関」として総務大臣から指定を受けている団体 である。 このように、当センターは、現状において、道路利用者の安全と利便を図るた め、道路及び道路交通に関する情報の収集・提供を行い、もって道路交通の 安全と円滑化に資することができる唯一の団体である。 以上のことから、左記業者と随意契約を行うものである。	223,530,000	223,530,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
道路交通情報に関する業務(委託)	支出負担行為担当官 北海道開発局 開発監理部長 池下 一文 札幌市北区北8条西2丁目	R6.4.1	(公財)日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1丁目5-10	2010005004175	・会計法第29条の3第4項 ・本業務は、道路工事等による通行規制に関する情報等について収集整理 し、道路利用者への提供等を行うことを主な内容としている。具体的には、委 託業務実施要領の5(1)に基づく情報について、本局及び各開発建設部に配置 された職員や機器接続により収集し、道路利用者に対し、適時適切に提供す るものである。本業務の実施にあたっては、道路管理者等の管理業務の一部 である道路及び道路交通の現況把握及び道路利用者への周知を行うもので あることから、受託者には道路管理者等と同等の専門的かつ高度な情報収集 能力及発信能力を有することが必要であり、また、災害や異常気象に伴う通行 止め等が発生した場合には、道路利用者の交通の安全確保に重大な事象で あることに鑑み、ラジオ、インターネット等を通じ、優先的に情報提供に努め ることが求められる。 (公財)日本道路交通情報センターは、道路交通情報の充実・広域化の必要 性を背景に、道路交通情報の提供が、行政の責務・道路管理業務の一部とし て位置づけられ、警察・道路管理者間の情報を一元的に収集し、正確かつ迅 速に情報提供することによって交通の安全及び円滑化を図ることを目的とし て閣議了承にて警察庁・建設省の共管で設立された法人である。同センターは、 情報収集・提供のコンピュータシステム及び全国ネットワークを構築するとと に、全国の道路管理者及び公安委員会に職員を配置することにより、全国各 地の様々な道路に関する情報を一元化し、提供できる体制を有しており、ま た、職員は、テレビ、ラジオ等のメディアを通じた情報の提供に不可欠な専門 的かつ高度な知識、技術及び技能を習得している。さらに、災害等非常発生時 においては、道路利用者に対し、緊急に情報提供することが求められるため、 電気通信事業法に基づき、優先通信ができる「輸送の確保に直接関係がある 機関」として総務大臣から指定を受けている団体である。 このように、現状において、道路利用者の安全と利便を図るため、道路及び 道路交通に関する情報を収集・提供を行い、もって道路交通の安全と円滑化 に資することができる唯一の団体である。 以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号の規 定により随意契約を締結するものである。	79,090,999	79,090,999	100.00%	-	公財	国認定	1者	
令和6年度民族共生象徴空間構成施設の 管理運営業務	支出負担行為担当官 国土交通省北海道局長 橋本 幸 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.4.1	(公財)アイヌ民族文化財団 北海道札幌市中央区北1条西7丁目	1430005001164	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に關 する法律」(平成31 年法律第16 号。以下「法」という。)第9条第1項において、 「民族共生象徴空間構成施設の管理を当該指定を受けた者(以下「指定法人」 という。)に委託するものとする。 」が定められている。 指定法人の指定については、同法20条第1項の規定に基づき、令和元年5 月24日付けで公益財団法人アイヌ民族文化財団が指定されている。 以上より、当該業務を行う指定法人は、公益財団法人アイヌ民族文化財団で あることから、契約の性質又は目的が競争を許さず、会計法(昭和22 年法律 第35 号)第29 条の3 第4 項に基づき随意契約するものである。	1,695,034,000	1,695,034,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
鉄道車両における次世代バイオディーゼ ル燃料の実証・評価	支出負担行為担当官 木村 大 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.4.1	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、鉄道技術開発・普及促進制度において、「鉄道車両における次世代バイオディーゼル燃料の実証・評価」について技術開発を進めるものである。 具体的には、気候変動の影響による自然災害の激甚化・頻発化が懸念されるなど、気候変動対策の推進は我が国のみならず地球環境等の対応が求められる喫緊の課題となっており、鉄道部門においても、再生可能エネルギーの導入など、電力の脱炭素化に向けた取組が進められる中で、非電化区間の脱炭素化に向け、鉄道車両におけるバイオディーゼル燃料の導入を可能とするための技術開発を行うものである。 本業務の実施にあたっては、以下に掲げる技術力、業務執行体制及び業務実績に関する要件が求められるが、これらの要件を全て満たし、かつ、前年度に行った実施結果が、外部有識者より一定の評価を得たことから、公益財団法人鉄道総合技術研究所、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社及び京浜東北線株式会社(以下、「鉄道総研等」という。)を特定法人等として決定している。 以下の応募要件を満たすと認められる者がいない場合には、特定法人等との契約手続に移行することを明示して参加意思確認書の提出を招請する公募を行った結果、参加意思確認書の提出はなかった。 【応募要件】 【技術力に関する要件】 鉄道車両の内部機関に関する専門的知識を有し、長期走行試験の実施及び総合的な評価を実施する体制を有すること。 【業務執行体制に関する要件】 技術開発機関代表者及び技術開発機関分担者は、以下のいずれかに該当すること。 ① 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学又は同附属試験研究機関やその他の公的研究開発機関に所属する研究者等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条に規定する一般職に属する職員を除く。ただし、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)の適用を受ける者及び非常勤職員はこの限りでない。) ② 研究を主な事業目的としている、特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人、又は当該法人に所属する研究者等。 ③ 日本に登録されている民間企業等に所属する技術者等。 ※日本に登録されている民間企業等は、以下の基準を満たすことを条件とする。 一 民法、商法その他の法律により設立された法人であること。 二 提案した技術開発分野について実施する能力を有する機関であること。また、日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有すること。 三 技術開発費の機関経理に相応しい仕組みを備えていること。 【業務実績に関する要件】 鉄道車両の内部機関に関する技術開発や保守の実績を有すること。 以上のことから、本業務を遂行することができるのは、「参加意思確認書の提出を招請する公募」に当たり特定法人等として特定していた鉄道総研等しかなく、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、当該法人と随意契約することとした。	82,585,328	81,691,000	98.92%	-	公財	国認定	1者	
洗掘被災橋梁の緊急診断法・補強法の提案	支出負担行為担当官 木村 大 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.4.1	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、鉄道技術開発・普及促進制度において、「洗掘被災橋梁の緊急診断法・補強法の提案」について技術開発を進めるものである。 具体的には、激甚化・頻発化する豪雨災害により河川に架かる鉄道橋梁の傾斜や流出等の被害が頻発していることを受け、鉄道の河川橋梁の防災機能向上に資する、被災した鉄道河川橋梁の緊急診断法や補強法の技術開発を行うものである。 本業務の実施にあたっては、以下に掲げる技術力、業務執行体制及び業務実績に関する要件が求められるが、これらの要件を全て満たし、かつ、前年度に行った実施結果が、外部有識者より一定の評価を得たことから、公益財団法人鉄道総合技術研究所を特定法人等として決定している。 以下の応募要件を満たすと認められる者がいない場合には、特定法人等との契約手続に移行することを明示して参加意思確認書の提出を招請する公募を行った結果、参加意思確認書の提出はなかった。 【応募要件】 【技術力に関する要件】 鉄道河川橋梁の防災・減災に関する専門的知識を有し、緊急診断法及び補強復旧法の提案及び検証試験を実施する体制を有すること。 【業務執行体制に関する要件】 技術開発機関代表者及び技術開発機関分担者は、以下のいずれかに該当すること。 ① 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学又は同附属試験研究機関やその他の公的研究開発機関に所属する研究者等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条に規定する一般職に属する職員を除く。ただし、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)の適用を受ける者及び非常勤職員はこの限りでない。) ② 研究を主な事業目的としている、特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人、又は当該法人に所属する研究者等。 ③ 日本に登録されている民間企業等に所属する技術者等。 ※日本に登録されている民間企業等は、以下の基準を満たすことを条件とする。 一 民法、商法その他の法律により設立された法人であること。 二 提案した技術開発分野について実施する能力を有する機関であること。また、日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有すること。 三 技術開発費の機関経理に相応しい仕組みを備えていること。 【業務実績に関する要件】 鉄道河川橋梁の防災・減災に関する技術開発の実績を有すること。 以上のことから、本業務を遂行することができるのは、「参加意思確認書の提出を招請する公募」に当たり特定法人等として特定していた公益財団法人鉄道総合技術研究所しかなく、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、当該法人と随意契約することとした。	49,500,000	49,500,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
法人土地・建物基本調査の機本設計への 不動産登記情報の活用検討等業務	支出負担行為担当官 木村 大 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.4.1	(公財)統計情報研究開発センター 東京都千代田区神田神保町3-6	1010005018944	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、令和5年1月25日に行われた法人土地・建物基本調査(以下「本調査」という)の総務省申請に対する統計委員会の客申及び令和5年3月28日閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」の課題である土地基本調査の作成方法の充実に向けた検討にあたり、法人土地・建物基本調査の機本設計への不動産登記情報の活用検討等を行うことを目的としている。 本業務の遂行にあたっては、法人土地・建物基本調査の承認申請に対する統計委員会の客申(2023年1月25日統計委員会)や「公的統計の整備に関する基本的な計画(2018年3月6日閣議決定)」などの統計制度全体の動向を踏まえた法人土地・建物基本調査の課題を把握するとともに統計理論に対する知見を有する必要がある。 このことから、価格のみの競争にはなじまないため、企画競争を実施することがふさわしいと判断し、企画提案書の募集について公示を行ったところ、1者(公益財団法人統計情報研究開発センター)から企画提案書が提出された。 公益財団法人統計情報研究開発センターから提出された企画提案書の内容を企画競争有識者委員会及び企画競争委員会において審議した結果、業務内容を十分に理解していると同時に、法人土地・建物基本調査が抱える課題について優れた見識を有し、かつ、統計理論に対する豊富な知識を有していると判断され、特定されたものであり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、当該法人を契約相手先として選定することとしたい。	29,434,021	28,809,000	97.88%	-	公財	国認定	1者	
事業用自動車の重大事故に関する事故調査分析研究業務【業務委託】	支出負担行為担当官 国土交通省物流・自動車局長 鶴田 浩久 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.4.1	(公財)交通事故総合分析センター 東京都千代田区神田猿樂町2-7-8	2010005018547	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務について、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者はいなかったことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項の規定により、当該契約の相手方と委託契約を締結したものである。 なお、当該契約の相手方は、道路交通法第108条の13に基づく交通事故調査分析センターとして指定を受け、事故調査を実施している唯一の法人である。	179,413,500	174,420,000	97.22%	-	公財	国認定	1者	
令和6年度土木学会特別会員会費 一式	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 杉中 洋一 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7	R6.4.1	(公社)土木学会 東京都新宿区四谷1	5011105004847	会計法第29条の3第4項 公益社団法人土木学会は、土木工学の進歩および土木事業の発達ならびに土木技術者の資質の向上を図り、もって学術文化の進展と社会の発展に寄与することを目的として設立された法人である。 その活動は、コンクリート工学や構造工学ならびに、水理学などの基礎分野から、土木計画学などの応用分野に至るまで広範囲にわたり、最新の土木技術、土木教育に関する調査・研究を行っている。 土木全般の最先端の情報収集や土木全般に関する技術向上は、港湾空港行政に携わる官署として各事業を遂行していく上で必要でありこのような情報を公益社団法人土木学会から得るためには会員となる必要がある。 本契約は、上記の理由から会計法第29条の3第4項に基づき、公益社団法人土木学会と随意契約するものである。	1,200,000	1,200,000	100.00%	-	公社	国認定	1者	
河川管理技術の高度化・効率化に関する 検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 廣瀬 昌由 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.4.4	共同提案体 (公財)河川財団 他3者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務は、持続的な河川維持管理を行っていくため、堤防及び排水機場等の河川管理施設の点検評価手法の改善方策や診断技術、河川管理施設の操作の遠隔化・自動化、河川上空のドローン活用について検討を行うものである。 したがって、本業務の実施にあたっては、河川維持管理の現状を踏まえた、河川管理施設等に関する点検評価手法の改善方策および診断技術や河川上空のドローン航行に関する環境整備の検討等において専門的な技術が求められることから、企画提案させる必要があった。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、上記相手方の提案は、実施方針等について本業務の業務項目を適切に把握するとともに、河川管理施設等に関する点検評価手法の改善方策および診断技術や河川上空のドローン航行に関する環境整備等を検討するにあたって考慮すべき基準を体系的に理解した提案であり実現性が示されたことから、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	40,040,000	39,930,000	99.73%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
令和6年度下水道分野のウォーターPPPガ イドライン策定等業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 廣瀬 昌由 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.4.8	共同提案体 (公財)日本下水道新技術機構 他2者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	令和5年6月2日に開催された第19回民間資金等活用事業推進会議(PFI推進 会議)において、PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)が決定・公表 され、下水道も含む重点分野において10年間で取組む合計575件の事業件数 ターゲットの設定や、「ウォーターPPP」等多様な官民連携方式の導入が盛り込 まれた。下水道分野では、令和8年度までに6件のコンセッション方式の具体 化、令和13年度までに100件のウォーターPPPの具体化が目標とされている。 ウォーターPPP等、PPP/PFI(官民連携)は、職員不足、施設老朽化、使用料収 入減少等、地方公共団体が抱える様々な課題を解決するための一つの有効 な手段として、下水道事業・経営の持続可能性の確保に資するものと考えられ る。 本業務は、複数の具体的なフィールドにおいて、ウォーターPPP(主に管理・更 新一体マネジメント方式)の導入検討等を行い、その中で得られた知見を基 に、下水道分野におけるウォーターPPPの導入検討フェーズ毎に必要な具体 的検討事項等を整理し、それらを解説した「ウォーターPPPガイドライン」の策定 により、地方公共団体におけるウォーターPPPの導入検討を促進することを目 的とする。 本業務の実施に当たっては、そのプロセスを体系的に整理・分析する必要が あることから、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の企画提案は、業務の理解度及び実施手順が適切で あり、特定テーマに関する企画提案の実現性や、業務執行能力に関する専門 性の観点等から他社と比べて最優であるとして、企画競争等審査委員会にお いて特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するも のである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	129,954,000	129,944,100	99.99%	-	公財	国認定	4者	
R6荒川下流広報啓発活動補助業務 一式	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局荒川下流河川事務所長 菊田 友弥 東京都北区志茂5-41-1	R6.4.9	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、住民の河川行政への理解促進や荒川下流域における水防災意 識、河川環境保護意識の向上のため、荒川知水資料館を拠点とした広報活動 の支援、展示会・見学会等の運営補助を行い、事務所広報活動の円滑な履行 をはかることを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、配置予定技 術者の業務実績及び特定テーマを含めた企画提案を求め、企画競争により選 定を行った。 公益財団法人日本生態系協会は、企画提案書をふまふ当該業務を実施する のに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである	16,368,000	16,346,000	99.87%	-	公財	国認定	1者	
処理場特性の分析に基づく下水汚泥資源 の肥料利用拡大に向けたロードマップの検 討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 廣瀬 昌由 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.4.12	(公財)日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	下水汚泥資源を肥料として活用することは、持続可能な食料システムの確立 や資源循環型社会の構築にも資する取組であり、令和4年9月9日に開催され た食料安定供給・農林水産業基盤強化本部では、今後の検討課題の一つとし て、下水汚泥等の未利用資源の肥料としての利用拡大が掲げられた。これを 受けて、下水道・農業の関係団体や学識経験者、自治体が参画する官民検討 会を農林水産省と共同で設置し、肥料利用の拡大に向けた推進策の方向性を 取りまとめたところ。今後、農林水産省、国土交通省、農業分野、下水道分野 が連携し、安全性・品質を確保しつつ、消費者も含めた理解促進も図りなが ら、下水汚泥資源の肥料利用の大幅な拡大に総力をあけて取り組む必要があ る。 本業務では、全国の処理場における汚泥等の重金属や肥料成分分析を通じ、 処理場特性や季節変化等のデータ分析を行うとともに、肥料利用に関する技 術等の整理を行うことで、下水道管理者の肥料利用の検討を促進することを 目的とする。 本業務の実施に当たっては、地域や下水道処理方式の特性を把握した上で、 重金属や肥料成分の分析を踏まえ、肥料としての活用可能性や管理手法の 検討等を実施する必要があり、下水道分野、農業分野の双方に関する知見を 有した上での検討が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを 行った。 その結果、上記相手方は、業務の理解度及び実施手順が極めて適切であり、 特定テーマに関する企画提案の的確性、実現性等の観点も適切であるとし て、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するも のである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	80,014,000	79,970,000	99.95%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
令和6年度 持続性ある実践的多自然川づ くりに関する方策検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 廣瀬 昌由 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.4.12	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	本業務は、多自然川づくりを一層徹底していくために必要となる定量的な環境 目標設定の手法確立と河川整備計画への実装方法について検討することを 目的としている。 検討にあたっては、流域特性や河川区間ごとの特性を踏まえた上で、実河川 を対象に河川整備計画への反映を目指した具体的な目標を設定する必要が あり、河川環境や河川計画に係る幅広い知見や高度な分析・評価が求められる ことから、企画競争を行う必要があった。 企画競争の手続きの結果、上記相手方の企画提案は、業務内容を適切に把握 しており、的確性・実現性が高く有効な提案であるとして、企画競争等審査 委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結する ものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	28,743,000	28,710,000	99.89%	-	公財	国認定	1者	
R6大型車両の通行適正化に関する啓発 活動支援業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 藤巻 浩之 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	R6.4.12	(公財)日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10	2010005004175	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、大型車両の通行適正化に向けて、運送事業者、荷主及び社会一 般に対する効果的な啓発活動の取組内容について、国土交通省、高速道路 会社、地方公共団体及び関係企業団体が連携して設立した「大型車通行適 正化に向けた関東地域連絡協議会」へ提案を行い、決定された取組内容の実施 及び効果検証を行うとともに、同協議会の運営支援を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、配置予定技 術者の経験及び能力に加え、特殊車両通行制度について、特殊車両通行許可 申請者、荷主及び社会一般のうち特に荷主を対象とした場合の効果的な広報 手法について企画提案を求めるために、企画競争により公募を行ったところ、 1者から参加表明書及び企画提案書が提出された。 企画提案書を審査した結果、公益財団法人日本道路交通情報センターは、 本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の経験・能力を備えており、 また、「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマ」に係る技 術力を備えていると認められる。 上記より、公益財団法人日本道路交通情報センターは当該業務の実施にあたり 適切と認められるため、契約を行うものである	10,956,000	10,956,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
令和6年度 防災教育の普及・展開に関す る広報検討・資料作成等業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 廣瀬 昌由 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.4.15	共同提案体 (公財)河川財団 他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務は、(1)小中学の教育現場の実態に応じた防災教育ポータル等の改良、 (2)アクティブラーニングに対応した学習教材の作成等、(3)SNS等の広 報媒体を用いた広報戦略等の検討を行い、学校及び地域住民を対象とし、防 災教育の優先度向上、教育内容の充実等に資するための防災教育の学習教 材の改良を行うとともに、利活用促進に向けた、SNS等の広報媒体による広報 戦略等の検討・資料作成を行うことを目的とするものである。本業務の実施に あたりては、これまでに同様あるいは類似業務を行い、高度な専門的知見を 有している必要がある。 したがって、企画競争による手続きを行い、その結果、上記相手方の企画提 案は「的確性」、「実現性」で優れており、当該業務の遂行に十分な能力を有す ると認められたため企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結する ものである。	14,025,000	13,992,000	99.76%	-	公財	国認定	1者	
令和6年度 道路管理情報の集約と活用 に関する検討業務	支出負担行為担当官 丹羽 克彦 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.4.16	(公財)日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10 教販 九段ビル7階	2010005004175	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、道路管理者(国土交通省、高速道路会社等)の道路の日常管理、 災害対応の迅速化および効率化のために、各種道路管理情報の整理、集約 および活用検討を行うとともに、効率的に閲覧するための環境整備の検討を 行うことを目的とする。 本業務の実施にあたっては、直轄国道、有料高速道路に関する様々な道路管 理情報を効率的に整理、集約を行い、各種既存システム等との連携が可能と なるような検討を行うことや、道路管理者が利用しやすい情報表示方法の検討 および、それを実装するための要件定義書の作成を行う必要があり、各種 データの活用に関して高度な知見及び専門的な技術を要することから、企画 競争方式による審査を行った。 競争の結果、上記相手方の企画提案は、各種道路管理情報の整理、集約に関 する現状や課題点を挙げた上で、各種既存システムとの連携による迅速化お よび効率化を図るための提案がなされていること、道路管理者が利用しやす いようなシステムの構築に向けた要件定義書を作成する旨の提案がなされて いることから、業務の目的を考慮した提案内容であると、道路局企画競争有識 者委員会において特定された。 以上のことから、左記業者と随意契約を行うものである。	17,996,000	17,996,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
下水道分野の革新的技術等の普及展開方 策検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 廣瀬 昌由 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.4.24	(公財)日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	下水道事業においては、人口減少を踏まえた下水道経営を改善するための省 エネ等によるコスト縮減、増加する老朽化施設の適切な維持管理・更新、近年 多発する集中豪雨への対応、下水道の有する資源・エネルギーの有効利用に よる循環型社会の構築や地球温暖化対策など、様々な課題を抱えている。 また、令和5年3月に策定された新下水道ビジョン加速戦略においても、下水道 をめぐり社会情勢の変化等に対応し、下水道事業の持続性をさらに高めるた めにより効果的・効率的な技術開発が求められている。 本業務では、下水道事業における重点課題や自治体のニーズを把握し、今後 実施すべき技術開発の方向性を検討するとともに、これまでに一般化された革 新的技術等の普及展開方策についてとりまとめ、下水道分野における技術開 発を促進させることを目的とする。 本業務の実施に当たっては、下水道分野の技術開発に関する幅広い知識や、 シーズとニーズのマッチングや他省庁の技術開発制度を踏まえた上での企画 や、優良な技術シーズの発掘方法を踏まえた検討が必要不可欠であり、今 般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方は、業務の理解度及び実施手順が適切であり、特定 テーマに関する企画提案の的確性、実現性等の観点も妥当であるとして、企 画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結する ものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号	27,016,000	26,928,000	99.67%	-	公財	国認定	1者	
令和6年度 河川に係る活動に関する調査 検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 廣瀬 昌由 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.4.25	(公社)日本河川協会 東京都千代田区麹町2-6-5	5010005016762	根拠条文：会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号 本業務は、水循環系の健全化に寄与する水防災、水環境、水文化分野などの 河川に係る活動について広く調査し、国内における水循環系への関心を把握 することにより、「日本水大賞」の募集・企画、表彰審査及び表彰式の企画・運 営方針を検討し適切に反映・実施することを目的とする。 本業務の実施において、水防災に関する基本的な理念である水防災意識 社会の実現に向け、防災教育や避難訓練等の水害に関する地域防災につい て着目し、国の施策に沿った取り組みや活動特性に応じた活動内容の整理や 調査分析を行う能力が必要となり、豊かな経験と高度な知識が求められるこ から、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の提案は、「実施方針・実施フロー・工程表等」、「特 定テーマに対する企画提案の的確性及び実現性」で優れており、当該業務の 遂行に十分な能力を有すると企画競争等審査委員会において認められた。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結する ものである。	29,997,000	29,975,000	99.93%	-	公社	国認定	1者	
治水事業等の効果に係る広報資料等作成 業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 廣瀬 昌由 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.4.25	(公社)日本河川協会 東京都千代田区麹町2-6-5	5010005016762	根拠条文：会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号 本業務は、近年激甚化する水害の被害状況を広く国民に周知するとともに、治 水事業等による効果や河川行政の役割について発信するため、わかりやすい 資料の作成等を行うものである。 本業務の実施にあたっては、国民に対して、治水事業等の取組を効果的に広 報するための高度な専門的知見を必要とするため、今般、企画競争による手 続きを行った。 その結果、上記相手方の企画提案は、業務理解度及び特定テーマに対する 「的確性」で特に優れていると企画競争等審査委員会において認められた。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結する ものである。	11,869,000	11,770,000	99.17%	-	公社	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
望ましい都市像の実現に向けた自動運転 技術活用に関する調査検討業務	支出負担行為担当官 天河 宏文 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.4.26	共同提案体(構成員) (公社)日本交通計画協会 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	本業務は、人口減少・少子高齢化や公共交通の運転手不足等の都市が抱える課題がある中、コンパクト・プラス・ネットワークな都市構造への転換やまちなかに居心地が良く歩きたくなるウォーカブルな空間づくり等の望ましい都市像を実現するためには、自動運転技術の積極的な活用が期待されている。 一方で、自動運転技術を導入することによるデメリットも想定されており、望ましい都市像の実現に向けては、自動運転技術の活用と併せて、自動運転の導入に伴うデメリットを解消するまちづくり政策や施策を連携して進めていくことが必要である。 また、望ましい都市像の実現にあたっては、地方公共団体において都市マスタープランや立地適正化計画、都市・地域総合交通戦略などの各種計画をもとに進めているところであり、今後各種計画を策定・改訂する際には、自動運転技術の活用を見据えて計画する必要がある。 本業務では、平成29年度より実施している都市交通における自動運転技術の活用方策に関する検討会における議論を踏まえ、自動運転技術の活用について、地方公共団体が各種計画を策定する際に考慮すべき対応策とそのポイントを提示するポイント集を作成し、国内外へ展開することを目的とする。 本業務を行うにあたっては、都市交通政策又は自動運転政策に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解した上で実施手順を提示しており、特定テーマに対する企画提案についても、実現性に優れていると判断したこと、また、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断したこと、また、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該共同提案体を特定したものである。 したがって本業務については、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき、日建設計総合研究所・日建設計・日本交通計画協会・パシフィックコンサルタンツ共同提案体と随意契約を行うものである。	19,965,000	19,965,000	100.00%	-	公社	国認定	2者	
都市における緑地保全・緑化関連技術の 普及方策等検討調査業務	支出負担行為担当官 天河 宏文 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.4.26	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務は、グリーンインフラの実装に資する緑化技術等について、技術開発を行う企業等と連携し、個々の緑化技術等の特徴等を整理した上で、その支援方策や普及方策に関する方針の検討を行うとともに、都市部の保全緑地において萌芽更新や竹林やスギ林等からの植生転換を適正に実施する上での留意点や課題の整理等を行うものである。本業務の履行に当たっては、グリーンインフラの実装に資する緑化技術等の特徴等を整理する上での知見や分析能力が必要であるとともに、造園業者等の担い手側の課題を的確に捉えるため、様々な情報を収集・整理する能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和6年3月11日から令和6年4月2日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、6者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人 都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても、的確性、実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を行うものである。	51,997,000	51,977,200	99.96%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
都市における空間地等の緑地機能の発揮 による都市空間の魅力向上に関する検討 調査業務	支出負担行為担当官 天河 宏文 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.4.26	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、具体的空間地等のエリアにおける課題等を整理し、その対応方針 等を検討することを通して、空間地等の活用の取組を持続可能なものとするた めの方策の在り方を検討するものである。本業務の履行に当たっては、空間 地等の活用の取組に関する十分な知識が必要であるとともに、具体的なエ リアの選定や空間地等の活用の取組に対する支援方策の検討を的確に遂行す る能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や 経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、読負者を 選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったと ころである。 企画競争実施のため、令和6年3月7日から令和6年4月1日までの期間、庁 舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したとこ ろ、10者が業務説明書の交付を求め、期間までに6者から企画提案書の提出 があった。提出のあった6者の企画提案書の内容について、評価者3名による 匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企 画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人 都市緑化機構の企画提 案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても 的確性、実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有し ていると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計 令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を行うものである。	15,994,000	15,994,000	100.00%	-	公財	国認定	6者	
地方都市における再開発手法の合理化等 に関する検討業務	支出負担行為担当官 天河 宏文 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.4.26	共同提案体(構成員) (公社)街づくり区画整理協会 東京都千代田区紀尾井町3-32	4010005018652	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 人口減少・少子高齢化が進行し、地域活力の減退が懸念されるとともに、経 済・産業活動の縮小等社会経済情勢の中、まちづくりとしての地方都市対策が 必要とされており、都市計画基本問題小委員会の中間とりまとめ(令和5年4 月)においても、「社会の変化に対応した柔軟なまちづくりを進めていくこと」 や、「社会ニーズに対応した市街地整備事業の推進に向けた運用の改善等」 に取り組むことが重要であると指摘されてきたところ。 これらを踏まえ本業務では、地方都市等における再開発手法の活用施策のあ り方について課題・実情を把握し、制度・運用上の見直しを含めた新たな対応 方策の検討を行うことを目的としている。 このため、本案件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識 や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、読負者 を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行った ところである。 企画競争実施のため、令和6年3月8日から令和6年3月27日までの期間、 庁舎内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集し たところ、5者が業務説明書の交付を求め、1者から企画書の提出があった。 提出のあった1者の企画書の内容について、評価者3名による匿名審査方式 で書類審査を行い、「企画競争実施委員会」に諮った結果、地方都市における 再開発手法の合理化等に関する検討業務共同提案体の企画提案が優れてい ることから、同共同提案体が特定された。 その内容は、実現性・的確性が高く、本調査を確実に遂行できると判断さ れることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4 第3号に基づき、同共同提案体と随意契約を行うものである。	14,982,000	14,960,000	99.85%	-	公社	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
令和6年度 都市交通システムの海外展開 促進に向けた調査・支援業務	支出負担行為担当官 天河 宏文 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.4.26	共同提案体(構成員) (公社)日本交通計画協会 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、都市交通システムの導入可能性がある国・地域に関する情報収集、整理を行い、本邦企業が認識している海外展開に向けた課題、都市交通システム市場の動向等を踏まえた海外展開戦略を検討する。また、先方政府関係者等に対して日本の都市交通システムの優位性等を紹介するためのセミナー企画等や、国内での官民情報共有のための研究会開催等を行うことで、都市交通分野における本邦企業の海外展開を促進することを目的とする。 本業務の履行にあたっては、都市交通システムの市場特性、動向等も踏まえた上で、本邦企業の受注・参入スキーム等の海外展開戦略を体系的に分析し、先方政府・地方自治体関係者等を対象とした普及セミナー等の企画・開催支援するための高度な知識・技術を有していることなどが必要であり、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の経歴及び能力、実施方針・実施フロー・工程表・その他、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により採択することが適切であり、その手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和6年3月18日から4月2日までの期間、庁舎内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、16者が業務説明書の交付を求め、4月2日までに2者から企画書の提出があった。提出のあった1者の企画書の内容について、評価者3名による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「企画競争有識者委員会」に諮る結果、令和6年度都市交通システムの海外展開促進に向けた調査・支援業務日本工営・日本交通計画協会共同提案体が、本業務について適切な企画提が行われており、本調査を確実に遂行できる能力を有していると判断できることから同者が特定された。 したがって本業務については、会計法29条の3第4項および予算決算および会計令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を行うものである。	13,981,000	13,981,000	100.00%	-	公社	国認定	2者	
令和6年度 渇水時等における下水再生水 利用拡大に向けた調査検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 廣瀬 昌由 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.4.30	(公財)日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	本業務では、渇水時等における下水再生水及び雨水の利用状況やニーズ等を調査するとともに、再生水の利用効果や課題を評価し、利用拡大に向けた検討を行う。また、近年の技術革新等を踏まえた再生水利用マニュアルの改訂に向けた検討を行う。 業務の実施にあたり、渇水時等における下水再生水及び雨水の利用状況やニーズ等を調査するとともに、将来の水不足や人口減少等の社会状況の変化を踏まえた再生水の利用効果や課題を評価し、利用の拡大に向けた検討を行い、さらに水質基準の改正や近年の技術革新等を踏まえた再生水利用でマニュアルの改訂に向けた検討を行うことが必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、2社から提案があったが、上記相手方の提案は、マニュアルの改訂等における留意事項が具体的に示されているほか、国際規格の内容を取り入れる際の留意事項が示されていることから極めて説得力が高かったことが特に評価でき、妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	30,030,000	30,030,000	100.00%	-	公財	国認定	2者	
令和6年度モデル都市・地域の下水道にお ける脱炭素化に向けたエネルギー消費等 の調査・方策検討支援業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 廣瀬 昌由 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.4.30	共同提案体 (公財)日本下水道新技術機構 他1者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号 下水道では、地球温暖化対策計画(令和3 年10 月閣議決定)において、デジタルトランスフォーメーション(DX)を推進した施設管理の高度化・効率化を図るとともに、省エネルギー設備の導入、太陽光や下水熱などの再生可能エネルギーの導入等を推進する。また、下水汚泥由来の固形燃料や消化ガスの発電など、下水道バイオマスを有効活用した創エネルギーの取組を推進することと示されている。 これまで、平成26年7月に下水道政策研究委員会がとりまとめた「新下水道ビジョン」に基づき、水・資源・エネルギーの集約・自立・供給拠点化を目指して各種対策を進めてきたところであるが、2030 年地球温暖化対策の達成、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素社会実現に貢献し、地域生活の安定、向上につなげるために、下水道に関するデジタルの拡大活用、温室効果ガスの積極的な削減、地域との連携といった更なる取組を図る必要がある。 本業務では、モデル都市・地域の下水処理場を対象としたエネルギー消費分析、省エネルギー対策の実施支援、並びに脱炭素化の推進と持続可能性の向上に資することを目的とする。 実際にモデル都市・地域の省エネルギー診断を実施し、効果的な対策の検討や導入スキーム、事業化スケジュールの策定など、下水道専門の知見や地球温暖化対策に関する専門性が求められるため、今般企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方は、業務の理解度及び実施手順が極めて適切であり、特定テーマに関する企画提案の的確性、実現性等の観点も適切であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	49,995,000	49,951,000	99.91%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
洋上風力発電の導入促進に向けた海域の 利用に関する調査検討業務	支出負担行為担当官 木村 大 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.4.30	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定等に関する検討を行うものであるが、我が国における本格的な洋上ウィンドファームの導入にあたり促進区域に指定された区域の実績が少ないことや風車の大形化や構造形式の多様化等の洋上風力発電の情勢の変化が著しい中で、これらの事情を考慮しながら洋上風力発電を実施する上で必要となる基地港湾の規模等の知見が少ないため、基地港湾に関する検討を行う際に考慮すべき観点等が明確でないことから、仕様を確定することが困難である。 以上により、専門的知識を有する者から検討の着眼点について企画提案を募り、優れた提案を仕様に反映させることによって、最適な業務遂行を行う必要があることから、企画競争方式により発注することが適切と考え、国土交通省港湾局企画競争実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該業者が特定された。会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、上記業者と随意契約を締結するものである。	81,367,000	81,367,000	100.00%	-	公社	国認定	1者	
令和6年度 戦略的な水環境管理のあり方 に関する検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 廣瀬 昌由 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.5.1	共同提案体 (公財)日本下水道新技術機構 他1者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務では、地域のニーズ、社会情勢の変化等の多様な評価軸を踏まえ、下水道管理者が、持続発展が可能な水環境の創出に貢献するため、流域関係者と連携して下水道施策を実行する、戦略的な水環境管理のあり方及び実現に向けた施策の検討を行う。 業務の実施にあたり、地域ごとに異なる望ましい水環境の実現に向けた下水道のあり方や、様々な社会的要請等を踏まえながら流域全体を俯瞰した全体最適による下水処理のあり方についての検討が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の提案は、留意すべき事項が適切に理解されていたとともに、計画放流水質の柔軟な運用等の検討すべき項目を明確に示した上で、検討の際に必要な整理事項を具体的に示した提案がなされており、特定テーマに関する企画提案の的確性及び実現性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	49,830,000	49,786,000	99.91%	-	公財	国認定	1者	
令和6年度 水環境改善の推進に向けた検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 廣瀬 昌由 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.5.1	共同提案体 (公財)日本下水道新技術機構 他1者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務では、合流式下水道の雨天時放流水の水質検査手法の課題についての検討、能動的運転管理の普及促進に向けた調査、東京湾再生に向けた陸域対策のとりまとめ、下水道へ流入する可能性のある化学物質等についての調査を行う。 業務の実施にあたり、合流式下水道の雨天時放流水質検査の効率的・効果的な実施に向けた検討及び水系水質リスクへの対応についての検討が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の提案は、留意すべき事項が適切に理解されていたとともに、合流式下水道の雨天時放流水質検査における法定降雨や水系水質リスクへの対応について優先して検討を行うべき物質を踏まえた上で具体的な提案がなされており、特定テーマに関する企画提案の的確性及び実現性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	34,980,000	34,980,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
令和6年度 雨水管理総合計画の策定推進に向けた検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 廣瀬 昌由 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.5.1	共同提案体 (公財)日本下水道新技術機構 他1者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務は、気候変動の影響等を考慮した取組を推進するため、『気候変動の影響を反映した計画への見直し』に向け、ハードとソフトを組み合わせた浸水対策の効果的な推進方策について検討し、浸水被害の早期軽減を図ることを目的とする。 業務の実施にあたり、下水道による都市浸水対策の中長期的な計画である「雨水管理総合計画」の策定に係る検討には内水浸水対策に関するガイドライン類を踏まえることや、計画策定において課題となるシミュレーションモデルの構築に関する支援策を検討することは、総合的な浸水対策の効果的な推進方策の検討が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の提案は、考慮すべき事項が適切に理解されていたとともに、多様な主体と連携し、流域治水として下水道の役割を考慮した計画の策定に向けた具体的な提案がなされており、特定テーマに関する企画提案の的確性及び実現性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	19,987,000	19,987,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の 数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
港湾におけるサイバーセキュリティ対策の 強化に向けたガイドライン策定等業務	支出負担行為担当官 木村 大 国土交通省大田官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.5.7	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 標記の業務は、我が国の港湾におけるサイバーセキュリティ対策の強化を図 るため、諸外国及び国内の港湾におけるサイバーセキュリティ対策等を調査 し、その情報を踏まえてサイバーセキュリティガイドライン等を策定するととも に、港湾運送事業者等を対象に研修を実施するものである。これについて、サイ バーセキュリティ対策を検討する際に様々な業種の関係者で成り立っている という港湾の特性を考慮することや、どの主体に対しても有用性に優れたガイ ドラインにするために検討すべき観点が明確ではなく、仕様を確定することが 困難である。 このため、これらの知見を有するものから検討の着眼点について企画提案を 募り、優れた提案を仕様に反映させることによって、最適な業務遂行を行う必 要がある。 以上により、専門的知識を有する者から企画提案を募り、評価を行った上で採 用するとともに、提出された企画提案に基づいて仕様を作成することが最も優 れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考え、 実施要領に基づき企画競争を実施した結果、上記業者が特定された。 これは、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場 合に該当するため、上記の業者と随意契約を締結するものである。	50,039,000	47,960,000	95.85%	-	公社	国認定	2者	
海岸利活用や環境保全の促進施策検討業 務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 廣瀬 昌由 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.5.14	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	本業務は、民間力を活用した持続可能な海岸利活用や環境保全に関する施 策を検討し、取組みを実施することで、海岸利活用を推進することを目的とす るものであり、海岸利活用や環境保全に関する専門的な知識が求められる。 したがって、企画競争による手続きを行い、その結果、上記相手方の企画提 案は本業務に対する業務理解度及び特定テーマに対する企画提案の実現性 が高く、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結する ものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	11,803,000	11,770,000	99.72%	-	公財	国認定	1者	
令和6年度 河川環境教育推進検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 廣瀬 昌由 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.5.15	(公財)河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	本業務は、河川環境教育を推進し、川の恵みと災い、水難事故防止等につい て広く効果的に普及啓発するための学習ツールや、教育関係者等に対する支 援ツール等の検討・作成を行うことを目的とするものである。 本業務の実施にあたっては、学校教育における河川環境教育の位置付け や、水難事故についての深い理解のもと、河川環境教育を教育関係者が効果 的に取り組めるよう、教育関係者の必要とする情報・データ等の提供手法の検 討や、水難事故防止等を含めた効果的な情報発信方策について検討・実施す る必要があり、豊かな経験と高度な知識が求められることから、企画提案させ る必要があった。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、上記相手方の提案は、業務 内容を 適切に把握しており、的確性・実現性に優れていることから、企画競争 等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結する ものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	10,989,000	10,934,000	99.50%	-	公財	国認定	1者	
自動運転車の事故に関する事故調査分析 研究業務【業務委託】	支出負担行為担当官 国土交通省物流・自動車局長 鶴田 浩久 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.5.24	(公財)交通事故総合分析センター 東京都千代田区神田猿樂町2-7-8	2010005018547	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務について、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参 加意思確認書の提出者がいなかったことから、会計法第29条の3第4項及び 予算決算及び会計令第102条の4第3項の規定により、当該契約の相手方と 委託契約を締結したものである。 なお、当該契約の相手方は、道路交通法第108条の13に基づく交通事故調 査分析センターとして指定を受け、事故調査を実施している唯一の法人であ る。	47,229,308	39,523,000	83.68%	-	公財	国認定	1者	
地域航空会社の協業高度化等に関する調 査	支出負担行為担当官 航空局長 平岡 成哲 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.5.27	(公財)航空輸送技術研究センター 東京都港区三田1-3-39	1010405000254	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の実施にあたっては、地域航空会社における航空機の運用や部品の 有効活用等について、地域航空会社等調査関係者との連携を重視した調査を 行う必要があること、また、調査、検証の方法及びアウトプットイメージにつ いての提案が必要であることから、企画競争を実施した結果、左記業者と随意契 約を行うものである。	9,996,440	9,765,272	97.69%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
令和6年度 事業用自動車に係る交通事故 分析等業務	支出負担行為担当官 丹羽 克彦 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.5.28	(公財)交通事故総合分析センター 東京都千代田区神田猿樂町2-7-8 住 友水道橋ビル8F	2010005018547	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の目的は、交通安全対策の効果的な推進に資するよう、事業用自動車 に係る重大事故に関する原因分析とその結果を踏まえての道路管理者が取り 得る交通安全対策の提案を行うこと及び交通事故が多く発生するエリア等を 分析するとともに、事故件数等の経年的な推移や事故形態等との関係につ いて明確化し、その削減方法について検討を行うことである。 本検討にあたっては、事業用自動車等事故と事故発生要因の因果関係並び に事故要因と効果的な対策の関係について十分な知識を有することが必要で あるとともに、それらの裏付けとなる過去の事故に関するデータを有すること が必要となる。 事業用自動車等の交通事故に関するデータについては、道路交通法第百八 条の十三により交通事故の発生に関する情報を有しているのは(公財)交通事 故総合分析センターのみである。 また、(公財)交通事故総合分析センターは道路交通法第百八条の十四により ①交通事故の実例に即して、道路交通の状況、運転者の状況その他の交通 事故に関係する事項について、その原因等に関する科学的な研究に資するた めの調査を行うこと ②交通事故の原因等に関する科学的な研究を目的として、事故例調査に係 る情報又は資料その他の個別の交通事故に係る情報又は資料を分析するこ と ③交通事故一般に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他交通 事故に関する科学的な調査研究を行うこと 等を業務とし、本業務の遂行にあたっての十分な知識及び専門的な技術を有 している唯一の機関である。 以上のことから、左記業者と随意契約を行うものである。	24,926,000	24,750,000	99.29%	-	公財	国認定	1者	
多様なモビリティの駐車環境の動向に関す る調査検討業務	支出負担行為担当官 天河 宏文 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.6.4	共同提案体(代表者) (公社)日本交通計画協会 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	本業務では、多様なモビリティの駐車環境の実態調査を行うとともに、利用 ニーズの多様化やデジタル技術の進展、社会情勢の変化等をふまえた、それ ぞれの地域のニーズに応じた自転車等駐車場をはじめとした駐車環境の整備 のあり方について検討することを目的とする。 本業務を行うにあたっては、自転車政策に関する業務を行った実績を有して いることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検 討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経 て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手 続きを行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、自転 車等駐車場に係る状況を的確に把握しており、特定テーマに対する企画提案 についても、的確性及び実現性に優れていると判断したこと、また、本業務の 遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断したことから、企画競争実施 委員会及び企画競争有識者委員会にて当該共同提案体を特定したものであ る。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予決令第102 条の4第3号に基づき、多様なモビリティの駐車環境の動向に関する調査検討 業務公益社団法人日本交通計画協会・株式会社ドーコン東京支店共同提案 体と随意契約を行うものである。	14,969,900	14,960,000	99.93%	-	公社	国認定	2者	
連続立体交差事業及び交通結節点整備の あり方検討業務	支出負担行為担当官 天河 宏文 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.6.4	共同提案体(代表者) (公社)日本交通計画協会 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	本業務では、連続立体交差事業による鉄道高架化や交通結節点整備等、駅 周辺施設整備の実施状況や実施にあたっての課題、懸念点等について調査 を行うとともに、その効果を定量的に示す手法を検討し、連続立体交差事業及 び交通結節点整備の促進に向けた支援策のあり方等について検討を行うもの である。 本業務を行うにあたっては、鉄道駅周辺基盤整備に関する業務を行った実 績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務の テーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する 企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争で はなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案については、本業務の趣旨を的確に理解 し、特定テーマに対する企画提案についても的確性及び実現性があるものと 判断した。また、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断し たことから、企画競争実施委員会にて当該共同提案体を特定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予決令第102 条の4第3号に基づき、連続立体交差事業及び交通結節点整備のあり方検討 業務公益社団法人日本交通計画協会・株式会社トーニテコンサルタント・パシ フィックコンサルタンツ株式会社共同提案体と随意契約を行うものである。	19,974,900	19,954,000	99.90%	-	公社	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
都市緑化等による温室効果ガス吸収源対 策の推進等に関する調査	支出負担行為担当官 天河 宏文 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2ー1ー3	R6.6.4	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、パリ協定に基づく枠組のもとで契約事務局に提出する、都市緑化等による温室効果ガスの吸収量の算出に係るデータを整理するとともに、吸収量算定の精度向上に係る検討を行うことで、都市緑化等による地球温暖化対策への貢献を促進することを目的とするものである。 本業務の履行にあたっては、契約事務局への報告のための都市緑化等による温室効果ガス吸収量の算定や、新たに温室効果ガス吸収量を算定する緑地やその算定手法についての検討等を行うための能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和6年4月9日から令和6年4月30日までの期間、庁舎内公示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、9者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人 都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性、実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第5号に基づき、同社と随意契約を行うものである。	9,999,000	9,999,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
新たなモビリティの動向等を踏まえたまちづくり施策と交通施策の効果・効率的な連携 方策のあり方に関する調査検討業務	支出負担行為担当官 天河 宏文 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2ー1ー3	R6.6.6	共同提案体(構成員) (公社)日本交通計画協会 東京都文京区本郷3ー23ー1	8010005003758	本業務は、都市内交通における既存の交通体系と新たなモビリティとの適切な組み合わせや役割分担、拠点となるモビリティハブのもつべき機能や配置の考え方を整理し、都市内交通における総合的な交通戦略のあり方を検討するとともに、鉄道沿線まちづくりや駅まちづくりの好事例を収集・分析し、まちづくり施策と交通施策との効果的・効率的な連携に向けた施策の検討を行うものである。 本業務を行うにあたっては、都市交通政策に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解した上で実施手順を提示しており、特定テーマに対する企画提案についても、実現性に優れていると判断したこと、また、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断したことから、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該共同提案体を特定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、日建設計総合研究所・日本交通計画協会・オリエンタルコンサルタンツ・日本工営共同提案体と随意契約を行うものである。	20,999,000	20,999,000	100.00%	-	公社	国認定	4者	
地域共創推進業務	支出負担行為担当官 北海道開発局 開発監理部長 池下一文 札幌市北区北8条西2丁目	R6.6.13	(公財)はまなす財団 北海道札幌市中央区北5条西6丁目2-2	9430005010380	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要な優れた情報資料及び技術等を有するとして 特定した者である。(企画競争)	3,897,300	3,796,554	97.41%	-	公財	国認定	1者	
令和6年度 地積測量図作成等業務(その 1)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局山島坂ダム工事事務所長 竹内 宏隆 愛媛県大洲市肱川町予子林6-4	R6.6.20	(公社)愛媛県公共囃託登記土地家屋 調査士協会 愛媛県松山市南江戸1-4-14	9500005006917	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、山島坂ダム事業において、過年度に(公社)愛媛県公共囃託登記土地家屋調査士協会が調査等を行った土地について、公共用地の取得に伴う分庫登記、地積更正登記など、土地の表示登記を行うために必要となる地積測量図の作成等を行うものである。地積測量図は土地の表示登記の中核となる書類であるが、その作成方法は松山地方支局が定めた「不動産の表示に関する登記事務取扱要領」第6条第16項において「地積測量図に作成者として署名し、又は記名押印すべき者は、当該土地を調査し、測量した者とする。」と定められている。 従って、本業務の対象となる土地について地積測量図の作成を行える者は、当該土地の調査等を実施した左記相手方に限定される。	1,192,312	1,192,312	100.00%	-	公社	国認定	1者	単価契約

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応れ・応募者数	
水素を燃料とする鉄道車両の技術基準等 の見直しにおける安全性検証等に関する 調査検討	支出負担行為担当官 木村 大 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.6.24	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 2050年カーボンニュートラルに向けた水素社会の実現のため、鉄道分野にお いても水素の利活用を推進することが求められている。特に水素を燃料とした 鉄道車両については、社会実装に向けた技術開発や実証実験等の検討が進 められている。 一方、当該鉄道車両の構造や機能等は現在の鉄道の技術基準等には示され ておらず、また、一部の装置等についてはその構造や機能等が高圧ガス保安 法令で規定されていることから、これらの法令規制を鉄道関係法令として整理 するために、鉄道の技術基準等の見直しについて検討する必要がある。 本調査検討は、これまでに開発等が行われている水素を燃料とした鉄道車両 に関する安全性検証等の実証実験及びシミュレーション等を取りまとめること により、現行の安全規制と同等以上となる車両の構造や機能等を検証し、それら を新たな鉄道の技術基準等とすることについて検討するものである。 これらの調査目的及び内容に鑑みれば、本請負業務を遂行する者は、鉄道の 車両や電気設備等の安全性検証等の研究に関する知見を有していることのみ ならず、水素を燃料とする鉄道車両の開発に関する実務経験に基づく実践的 な知見が求められる。 公益財団法人鉄道総合技術研究所は、多様な鉄道事業者の車両や電気設備 等装置に関する安全性検証等を実施するとともに、カーボンニュートラルに向 けた研究開発案件として水素を燃料とする鉄道車両の開発に取り組んでいる 機関であり、既往の水素を燃料とする鉄道車両開発の知見が同研究所に集約 されていることを踏まえ、本調査の実施が可能なのは国内で唯一、同研究 所に限られると判断される。 「参加者の有無を確認する公募手続きによる公募手続について(平成18年9月 28付)」に基づき参加者の有無を確認する公募を行った結果、応募者がいない ため、会計法第29条の3第4項により当該法人と随意契約することとした。	4,999,485	4,983,000	99.67%	-	公財	国認定	1者	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。